

市 町 第 57 号  
令和8年4月30日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

神奈川県知事  
黒 岩 祐 治



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

## 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

### 1 目的

神奈川県の実行機関である神奈川県公安委員会（※1）に対し、神奈川県知事が「道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく車両使用制限命令に関する事務」について、神奈川県知事が保存している本人確認情報及び附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）（※2）の情報を提供することが可能となるよう所要の改正を行うものである。

※1 神奈川県知事以外の執行機関

※2 いわゆる「住民票」及び「戸籍の附票」に含まれる情報のうち氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号（本人確認情報のみ）及びこれらに係る変更情報を指す。

### 2 新規追加する「道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく車両使用制限命令に関する事務」の内容

放置駐車違反をし、放置車両確認標章（以下「標章」という。）を取り付けられた車両の運転者が反則告知を受けない、反則告知を受けても反則金を納付しない等、放置駐車違反に対する責任を果たさなかった場合、公安委員会は車両の使用者に対して放置違反金の納付命令を行う。

そして、車両の使用者が、標章を取り付けられた日前6月以内に当該車両が原因となった納付命令を一定回数以上受けたことがある場合、公安委員会は、車両の使用者に対して、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転してはならない旨を命じることができる。

車両使用制限命令をするまでの事務の流れは以下のとおり。

#### (1) 聴聞通知書送付のための車両の使用者の住所等の確認

公安委員会は、車両使用制限命令をするにあたり、車両の使用者に対して聴聞を行わなければならない。

聴聞を行うにあたり、車両の使用者に聴聞通知書を送付するため、車両の使用者の所在確認を行う。（送付対象者の情報は、放置駐車管理システムを使用して警察庁から受理するが、記載されている住所（車両の使用の本拠の位置、車両の使用者の住所）は、実際の住所と異なる場合があるため、送付対象者全員の所在確認を行う。）

#### (2) 車両使用制限命令に係る事項を記載した文書手交のための車両の使用者の住所等の確認

公安委員会は、一連の手続後、車両の使用者に対して車両使用制限命令をしたときは、これらの事項を記載した文書を手交するが、車両の使用者が当該文書を手交する場所に出頭しなかった等で、公安委員会が直接、車両の使用者の元に臨場した際に、所在不明であることが判明した場合、当該文書を手交するため、再度、車両の使用者の所在確認を行う。

※ (1)及び(2)の車両の使用者の所在確認を行うにあたり、公用請求により行っていたものを、住基ネットにより本人確認情報等（当該事務においては個人番号を除く。）を確認する方法に置き換える。

※ なお、今回の住民基本台帳法施行条例事務追加の範囲外であるが、車両使用制限命令に応じない等の場合、刑事処分による罰則規定が設けられている。

### 3 法令・条例等の仕組み

#### (1) 法（住民基本台帳法（以下「住基法」という。））

##### ○ 都道府県知事保存本人確認情報の利用については次のとおり。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（※）（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

（略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

（略）

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき。

##### ○ 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用については次のとおり。

（附票本人確認情報の利用）

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

（略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

（略）

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理であって国外転出者に係るものに関し求めがあったとき。

したがって、住基法で定められている事務以外で本人確認情報等を知事以外の執行機関に提供する場合には、住民基本台帳法施行条例（以下「住基条例」という。）に当該事務を規定する必要がある。

(2) 条例（住基条例）

住基条例で定める事務については次のとおり。

（都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務）  
第4条 法第30条の15第2項第2号及び法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の県の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。

したがって、住基条例別表3（第4条関係）に追加で定める必要がある。

別表第3（第4条関係）

| 提供を受ける知事以外の<br>県の執行機関 | 事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （略）                   | （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 神奈川県公安委員会           | <u>道路交通法</u> （昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第1項の放置違反金の納付に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 神奈川県公安委員会           | <u>道路交通法</u> による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第4項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号若しくは第12号から第16号までの講習の実施に関する事務であって規則で定めるもの |

(3) 規則（住民基本台帳法施行条例施行規則（以下「住基規則」という。））

住基条例別表第3（第4条関係）に定める事務について、住基規則は、次のとおり定めていることから、今回、追加する事務について、同様に定める必要がある。

＜参考＞

（条例別表第3の規則で定める事務）

第6条

（略）

3 条例別表第3の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項本文の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）
- (2) 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）
- (3) 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該督促に係る通知が到達しなかった場合に限る。）
- (4) 道路交通法第51条の4第14項の規定により放置違反金等を徴収される者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

4 条例別表第3の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法第100条の2第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）、第101条の7第2項若しくは第5項、第102条第6項、第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。）、第104条の2第2項（第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。）、第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）
- (2) 道路交通法第102条第1項から第4項まで、第103条第6項又は第108条の3の5第1項若しくは第2項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）
- (3) 道路交通法第104条の3第1項の規定による書面の交付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該書面の交付をすることができなかった場合に限る。）

## 4 利用提供事務の基準等

### (1) 利用提供事務の基準

法令等の仕組みは上記3のとおりである。

本県の住基条例に事務を追加することについての基準、要件が定められていないことから、平成14年11月14日の第49回神奈川県個人情報保護審議会にて、本人確認情報の利用に係る事務の基準について答申をいただき（平成21年7月9日の第85回神奈川県個人情報保護審議会にて、一部改正の答申）、現在、利用又は提供に係る事務（以下「利用提供事務」という。）に関し次の基準を設定している。

住基法及び住基条例の改正に伴い、附票本人確認情報の利用提供事務の追加についても基準に追加した。

#### 【利用提供事務の基準】

- ① 住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
- ② 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
- ③ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
- ④ 本人確認情報及び附票本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

### (2) 「利用提供事務の基準」①に関する解釈

- 平成29年9月14日審議会において、神奈川県公安委員会における「運転免許の取消し等に係る者の住所地等の確認に関する事務」の追加に係る諮問に当たり、当該案件の諮問当時、「利用提供事務の基準」①のうち「住民の利便の増進」に関し明確な整理はなかったことから、利用提供事務の基準の制定の経緯を踏まえて審議された。
- 「住民の利便の増進に資する」要件について、「住民の個別的利益」に「住民の一般的利益（公益）」を含めて解釈するか検討された。
- また、委員より、住基ネットの利用に関しては、利用提供事務の基準を踏まえて慎重に行っていくことで、安易に行政の合理化のためだけに使ってはいけないという趣旨の基に審議をしてきている旨の発言があり、住民の利便の増進の解釈に当たっては、事務の性質が「受益的」（例：給付や資格付与に係る事務）であるか、「不利益」（例：免許取消に係る事務）であるかにも着目すべきとの議論がなされた。
- その後、平成29年11月27日開催審議会において、基準①における住民の利便の増進に資する要件は、「住民の個別的利益」（危険運転等の違反者本人）及び「住民の一般的利益（公益）」（公道から違反者等を排除することによる住民一般の安全性）を含めた答申とされた。

### (3) 「利用提供事務の基準」②③に関する解釈

平成14年の審議会において、本人確認情報の利用に当たっては、個人情報の保護に万全を期するよう要望された。

## 5 今回追加する事務についての「利用提供事務の基準」に基づく検討

神奈川県公安委員会における「道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく車両使用制限命令に関する事務」の住民基本台帳法施行条例への追加について、次のとおり整理する。

### (1) 車両使用制限命令に係る車両の使用者の住所等の確認

#### ア 事務の流れ

- (ア) 警察庁から使用制限命令の基準に該当する車両の通報を受理
- (イ) 聴聞通知書送付のための車両の使用者の住所等の確認
- (ウ) 車両使用制限命令に係る事項を記載した文書手交のための車両の使用者の住所等の確認

—————住基条例による利用はここまで—————

- (エ) 車両使用制限命令に応じない等の違反により、刑事処分手続（道路交通法第119条第2項第5号又は第121条第1項第10号の規定による罰則）の措置を講じる場合がある。

#### イ 事務のセグメント

(ア)、(イ)及び(ウ)は、交通指導課放置違反金センターが行う事務であるが、(エ)については、交通指導課放置違反金センターではなく住所地所管警察署の交通指導係が行う事務であり、事務のセグメントが異なっている。

ただし、車両使用制限命令に係る事項を記載した文書を車両の使用者に手交するのは、原則、住所地所管警察署の交通指導係が行う。

また、(エ)の事務を行う際には、刑事訴訟法197条第2項の規定に基づく事務となり、住基ネットを利用しない。

### (2) 上記(1)における基準のあてはめ

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準①<br>「住民の利便<br>の増進に資す<br>る事務」 | <p>平成29年11月27日開催の審議会の諮問は、基準①に係り「住民の個別的利益」及び「住民の一般的利益」に関する検討、また、事務の性質が「受益的」又は「不受益」であるかの検討を踏まえたうえでの答申であることから、新たに住基条例に事務を追加する際は、いずれの側面も考慮して検討する必要があるといえる。</p> <p>本件については、事務の性質としての不利益的側面はあるが、下記のとおり個別的利益及び一般的利益があることから住民の利便の増進に資する事務といえる。</p> <p>【個別的利益】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ (イ)については、通常の公用請求では時間が2週間～1か月程度かかり、車両の使用人への送付まで時間が経過してしまうところ、住基ネットの利用により速やかに聴聞手続が進むことで、車両の使用人の記憶が新しいうちに有利な証言ができるなど、防御権を適正に行使することができる。</li><li>・ (ウ)については、再手交に時間をかけず、住基ネットにより所在確認を行い、車両の使用人が速やかに処分を受けることにより、自身の違反行為の危険性、悪質性を自覚でき、道路交通につ</li></ul> |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | <p>いての認識を改めさせ、交通ルールやマナー、駐車する際の意識が変わることで、違反行為を繰り返すことを未然に防ぐことにつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、住基ネットの利用により、速やかに処分を受けさせることができるが、公用請求を行っていたものを、住基ネットの利用に変更するものであり、処分の内容そのものを左右するわけではないため、本人への不利益的側面が増幅するわけではない。</li> </ul> <p>【一般的利益】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の使用者が確実に車両使用制限命令を受けることにより、公道からの放置違反駐車排除及び違反者の数を減らすことにつながり、公道における安全性・安心性が確保され、住民一般における利便の向上をもたらす。</li> </ul> |
| 基準①<br>「行政の合理化に資する事務」          | 市町村に対する住民票の写しの公用請求が不要となる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 基準①<br>「住民の広い理解が得られやすい事務であること」 | <p>車両の使用者が車両使用制限命令を受けることにより、自身の違反行為を自覚し、交通ルールやマナーの向上、希薄な遵法意識の改善につながり、その結果、公道における放置駐車違反車両の減少をもたらす。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、車両の使用者に対して確実かつ早期に車両使用制限命令を行う目的で本人確認情報等を利用することは、住民の理解が得られやすい。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 基準②                            | <p>いずれの法令事務・条例事務においても行政情報ネットワークとは分断されており、通信については専用回線を用いているため、外部からの侵入の恐れがない。</p> <p>また、新規で追加する事務については、事務区分コードを地方公共団体情報システム機構に依頼し、新たに付番するのみなので制度的・システムの課題はない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 基準③                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静脈照合情報認証による操作者の限定</li> <li>・ パスワードの厳重な管理</li> <li>・ システム管理者による不正アクセスログ検査の実施</li> <li>・ 印刷した帳票の施錠保管の徹底と記録</li> <li>・ 新任操作者研修及びセキュリティ研修の実施による、目的外利用の禁止や全国の不祥事事例の周知</li> <li>・ 所属点検やシステム管理者による管理者点検、外部監査の実施</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 基準④                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間処理予定件数は約680件</li> <li>・ 既設の交通指導課駐車違反金センターの業務端末を利用することから、新たな費用は発生しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |



(3) 最終的な評価

上記(1)の事務において上記(2)の基準①～④を満たしているため、住基条例事務へ新規追加する。

6 評価、結論

答申案のとおりとされたい。